

新たな地震被害想定調査結果に基づく避難者数等について

1 調査の概要

本市では、最新の科学的知見及びデータに基づき、平成28年度に実施した前回調査から9年ぶりに地震被害想定調査の見直しを行うとともに、調査結果を踏まえた防災・減災対策の方針を策定し、令和8年7月に公表しました。

今回の調査から、新たに在宅避難者数及び災害関連死者数の想定を行っています。

2 避難者数

自宅外避難者数（避難所避難者数・避難所外避難者数）は、**発災から2週間後に最大**となり、約29万人（避難所避難者は約17万人）となります。これまでの想定では、発災直後に最大となり、約30万人（避難所避難者は約18万人）としていました。

また、今回の調査では、発災直後において、在宅避難者数は約66万人、自宅外避難を含めた市全体の避難者数は約75万人となります。

（単位：人）

種別		直後	3日後	1週間後	2週間後	1か月後
自宅外 避難	避難所	74,480	94,570	152,200	170,800	76,010
	避難所外	13,140	22,180	56,290	113,860	114,010
	小計	87,620	116,750	208,490	284,660	190,020
在宅避難		658,070	570,690	390,980	173,220	60,850
合計		745,690	687,440	599,470	457,880	250,870

【参考1：ライフライン被害】

※ カッコ内の数値は機能支障率

項目	全体数	直後	3日後	1週間後	2週間後	1か月後
電力 【停電軒数】	626,460	596,460 (95%)	197,980 (32%)	27,740 (4%)	0 (0%)	0 (0%)
上水道 【断水人口】	957,290	712,780 (75%)	642,800 (67%)	533,720 (56%)	362,660 (38%)	125,880 (13%)
下水道 【支障人口】	958,240	70,760 (7%)	35,680 (4%)	27,290 (3%)	14,790 (2%)	4,050 (0.4%)
都市ガス 【支障戸数】	370,340	236,570 (64%)	205,850 (56%)	140,180 (38%)	10,970 (3%)	0 (0%)
固定電話 【不通回線数】	272,460	259,630 (95%)	52,700 (19%)	8,510 (3%)	4,320 (2%)	4,320 (2%)
携帯電話 【不通率】	—	95%	20%	3%	2%	2%

【参考２：死者数】

(単位：人)

種別	死者数
直接死（建物倒壊・火災による死者数）	5 2 0
関連死（災害に伴う生活環境の悪化等による死者数）	1 4 0
合計	6 6 0

3 防災・減災対策の方針の概要

（１）自宅を守り自分（家族）も守る（自宅の安全対策）

各家庭で取り組める対策（住宅の耐震化、家具等の固定、感震ブレーカーの設置）や設置促進のための補助制度等について、さらなる周知啓発を行います。

（２）避難先の選択肢を増やす（分散避難の促進）

各家庭の状況に応じて最も安全な避難先を選べるよう、啓発や避難所以外の避難先の整備等により分散避難を促進します。

（３）避難所を安心して過ごせる場所にする（避難所環境の整備）

ＴＫＢ（トイレ・キッチン・ベッド、バス）の対策を中心に、更なる避難所環境の整備を進めます。

（４）被災者の不安を少しでも解消する（被災者支援の強化）

個別避難計画の作成等の要配慮者対策に取り組むとともに、早期に生活再建を行うため、被災者に寄り添った支援を強化します。

（５）災害に強いまちにする（ライフラインの早期復旧・応急対策）

電力、上下水道、都市ガス、通信等のライフラインの早期復旧に向け、事業者との連携を強化するとともに、道路啓開や応急対策の体制を確保します。

分散避難について

1 分散避難の考え方

指定避難所は、多くの避難者が集まることで、生活スペースやトイレの不足、感染症予防、プライバシーの確保などが課題となる場合があります。このため、本市では、避難者一人ひとりができる限り普段の生活に近く、より健康的な避難生活を送ることができるよう、自宅や親戚・知人宅などを含めた「分散避難」を推奨しています。

○災害時の主な避難先・避難方法

在宅避難	自宅の安全が確保できる場合に、住み慣れた環境で生活を継続する避難方法。水害時など屋外への避難が危険な場合に、建物の上層階へ垂直避難する。
親戚・知人宅	安全な地域に住む親戚や知人宅へ避難する方法。
車中泊	プライバシーを確保しやすい一方、エコノミークラス症候群、温度管理、換気等に注意が必要
ホテル・旅館等	プライバシーや衛生面を確保しやすい一方で、費用負担が生じる。
町内自治会館・集会所等	地域で開設する身近な避難先。本市では「地域避難施設」として認定する制度を設けている。
指定避難所	学校や公民館等。食料・物資・情報が集まる地域の支援拠点であり、指定避難所以外の避難者も支援対象。

【在宅避難ができる目安】※土砂災害の危険がある区域では、危険な場所からの立ち退き避難が原則です。

- ・ハザードマップで、自宅や周辺に災害リスクが少ない。
- ・自宅が壊れていない。
- ・室内が問題なく使用できる。
- ・携帯トイレ・水・食料などを7日分以上備えている。

また、風水害と地震では取るべき行動が異なるため、平常時から確認しておくこととしています。

2 市民の意識（WEBアンケート結果）

令和7年9月に実施したWEBアンケート「災害への備え」（回答者1,655人）では、地震や風水害などで自宅が損壊などの被害を受けた場合や倒壊するおそれがある場合の避難先を最大3つ尋ねたところ、「避難所」が66.9%で最も多い結果となりました。

○主な回答結果

避難所	66.9%
できる限り自宅に留まる	44.9%
親族宅	32.0%
町内自治会館・集会所	25.0%
車中	17.9%
宿泊所（ホテルなど）	13.9%

指定避難所が最も多く選ばれている一方、自宅、親族宅、町内自治会館・集会所、車中なども一定割合選ばれており、災害の種類や自宅の安全性、各家庭の状況に応じて、複数の避難先・避難方法から適切なものを選べるようにしておくことが重要です。

また、携帯トイレを備蓄している方は55.3%でしたが、そのうち推奨量（1人1日約5回×家族人数×7日分以上）を十分に備蓄している方は22.5%で、77.5%は推奨量に満たない状況でした。家具類の転倒・落下・移動防止対策も20.1%が未実施であり、避難先の選択肢の周知と併せて、平常時の備えを充実させる必要があります。

3 本市の取組と進捗

○市民への周知

- ・最新の防災パンフレット、市政だより、ホームページ、市政出前講座等を活用し、「避難＝指定避難所」に限らないこと、ハザードマップによる災害リスクの確認、分散避難の選択肢、在宅避難の判断目安、平常時の備えを一連で周知。

○在宅避難を継続するための備え

- ・携帯トイレ・水・食料など7日分以上の備蓄、家具類の転倒防止、感震ブレーカー、モバイルバッテリー・ポータブル電源等の確保を周知。携帯トイレは1人1日約5回×家族人数×7日分以上を推奨。

○地域避難施設

- ・令和8年3月31日時点で117施設を認定し、令和7年度は10施設増加。地域で開設する身近な避難先として備蓄品等を供与。
- ・令和7年度の活動状況等調査では、回答89施設のうち49施設が運用ルールを設定し、25施設が単独で、18施設が他の訓練と併せて開設訓練を実施している。

○車中泊避難場所

- ・民間事業者等との協定により、市内11か所、約1,600台分を確保し、避難者の把握やトイレ・情報提供等の支援につなげる。

○指定避難所以外の避難者への支援

- ・指定避難所を地域の支援拠点とし、在宅避難や車中泊等でも避難者カードを登録することで支援物資を受け取れる仕組みを周知。分散避難者にも避難所の受付、物資の仕分け・配給等への協力を呼び掛けている。

4 今後の方向性

- ・アンケート結果を踏まえ、災害の種類や自宅の安全性、各家庭の状況に応じて最も安全な避難先を選ぶ考え方と、携帯トイレ等の7日分以上の備蓄など平常時の備えを引き続き周知する。
- ・地域避難施設の認定促進や民間企業等との連携により避難先の選択肢を広げるとともに、在宅・車中泊等の避難者を把握し、物資・情報を確実に届ける支援方法の実効性を高める。
- ・今後のアンケート等を活用し、避難意向や備えの変化を把握しながら、周知内容・手法の改善につなげる。

5 令和8年8月千葉豪雨での対応

マンションの停電・断水が長期化した事例では、管理組合・管理会社を通じて居住者の状況を把握し、保健師による個別訪問、蓄電池の提供、周辺へのトイレカー配置を行うとともに、要配慮者を対象にホテルへの避難を実施し、きぼーる3階、子ども交流館を新たな避難所として開設しました。

個々の生活状況や支援ニーズに応じ、ホテルへの避難、新たな避難所の開設など、複数の避難・支援手段を組み合わせ対応しました。

避難所環境整備（TKB）について

1 基本的な考え方

国は、令和6年能登半島地震における避難生活の課題やスフィア基準等を踏まえ、令和6年12月に「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を改定し、トイレの確保、キッチンカー等を活用した食事支援、パーティション・簡易ベッドの避難所開設時からの設置、入浴機会の確保などを追記しました。本市においても、これらの考え方を踏まえ、資機材の整備と実際に活用できる運用体制の確保を進めています。

2 本市の取組と進捗

○T トイレ

- ・マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ、組立式仮設トイレ等を重層的に整備。市立学校166か所にマンホールトイレを各5基整備しており、各種トイレを組み合わせ、想定避難者50人当たり1基を基準として確保。令和7年度からは県立高校22校への整備を順次進めている。（令和7年度は3校、令和8年度11校で整備工事を行う。）
- ・令和7年度は、災害時のトイレ対策パンフレットを作成し、防災パネル展、防災リーダー研修会等を通じて、各家庭における携帯トイレの備蓄を周知。

○K キッチン

- ・令和7年5月に千葉キッチンカー協同組合と協定を締結。
- ・今後は、市有施設の調理設備等の活用や、協定先との連携・訓練等により実効性を高める。

○B ベッド

- ・既に公民館47か所に段ボールベッド188台（各4台）を備蓄しており、令和8年度は残る223避難所に避難所用簡易ベッドを各4台、計892台導入予定。整備後は、全270指定避難所で各4台を活用できる体制となる。
- ・今後は、要配慮者等への優先配分、搬送・組立手順、受援を含めた運用を整理する。

○入浴等

- ・市有施設の活用に加え、令和8年7月に民間浴場事業者と被災者等への入浴支援協定を締結し、避難生活の長期化を見据えた入浴機会の確保を強化。
- ・今後は、避難所から入浴施設への移動手段や要配慮者への対応も含め、避難生活が長期化した場合にも継続して提供できる体制を検討する。

3 今後の方向性

- ・令和6年12月改定の国指針等を踏まえ、TKB等の必要な資機材の整備と、発災時に確実に活用できる運用・訓練を一体的に進める。
- ・分散避難の推進と避難所環境の整備を両輪として進め、避難先を問わず被災者の健康・生活を支える体制を強化する。
- ・指定避難所は、在宅・車中泊等の分散避難者にも物資・情報等を提供する地域の支援拠点として機能させ、避難先を問わず必要な支援につなげる。

4 令和8年8月千葉豪雨での対応

令和8年8月千葉豪雨では、停電・断水の長期化等を踏まえ、避難生活環境の確保に向け、次の対応を行いました。

○T トイレ

・他自治体からの受援によりトイレカーの提供を受け、停電・断水が長期化したマンション周辺に配置しました。

○K キッチン

・千葉キッチンカー協同組合との協定を発動し、避難所へキッチンカーを派遣して、避難者に温かい食事を提供しました。

○B ベッド

・子ども交流館に簡易ベッドを設置するとともに、他自治体から提供を受けた簡易ベッドも活用しました。

○入浴等

・子ども交流館のある、きぼーる1階に水循環型シャワー（WOTA）を設置するとともに、いきいきプラザ等で入浴機会を提供しました。

個別避難計画について

1 制度の概要

個別避難計画は、災害対策基本法に基づき、高齢者や障害者等の避難行動要支援者一人ひとりについて、避難支援等を実施する者、避難先、避難支援の方法等をあらかじめ定めておくものであり、市町村の努力義務とされています。

本市では、「千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例」に基づき作成した名簿に掲載されている方のうち、特に支援が必要な方を優先的に、個別避難計画の作成を進めています。

2 作成の進め方

(1) 市が優先的に作成する対象者

名簿掲載者のうち、災害リスク及び心身の状況から特に優先度が高い、次の方を市が作成する対象者としています。

- ・土砂災害（特別）警戒区域に居住する方
- ・医療機器用の電源喪失により生命の維持に懸念がある方
- ・浸水想定（洪水、内水）が2メートル以上の区域に居住する方
- ・重症心身障害児者
- ・要介護度・障害支援区分が高い方のうち、特に支援を要する方

(2) 作成の方法

市が作成する対象者については、本人の同意を確認のうえ、市が契約した福祉事業者等に委託し、ケアマネジャーや相談支援専門員など、本人の状況をよく把握している福祉専門職と連携して作成しています。

(3) 庁内の推進体制

令和3年度に、防災部門と保健福祉部門の関係課によるプロジェクトチームを設置し、対象者の選定、作成手順、福祉部門との連携方策等について継続的に協議しています。

(4) 地域との連携

作成した計画は、本人の同意を得たうえで、町内自治会、自主防災組織等の避難支援等関係者と共有し、平常時からの見守りや災害時の避難支援につなげています。

3 作成状況

令和3年度から計画の作成を開始し、これまでに777件の計画を作成しています。

令和8年度は、100件の計画を作成する予定です。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
作成件数	34	63	160	300	220
累計	34	97	257	557	777

4 計画の更新及び訓練の実施

令和7年度から計画の更新を開始し、令和7年度はこれまで作成した対象者のうち、施設入所などで計画対象外となった方を除き、本人の同意を得ることができた33件の計画を更新しました。令和8年度は、200件の計画を更新する予定です。

また、計画を作成や更新だけでなく、実効性を確保するため、令和6年度から計画作成者を対象とした避難訓練を実施（令和6年度7回、令和7年度6回）し、避難先への移動、受入れ、非常用電源の確認等を行っています。訓練には、対象者及びその家族のほか、地域住民（町内自治会、自主防災組織）、障害者基幹相談支援センター、市職員が参加し、本事業の必要性や理解を深めました。令和8年度は12回、訓練を実施する予定です。

5 今後の方向性

引き続き、優先的対象者の計画作成を進めるとともに、作成した計画の定期的な更新を行うほか、訓練等を通じて、実効性の向上に取り組めます。

また、福祉専門職、障害者基幹相談支援センター、地域の関係者との連携を一層強化し、作成の加速とさらなる実効性の確保を図ります。

優先的対象者に該当しない名簿掲載者については、本人や地域が主体となって作成することができるように、計画様式及び作成要領を提供し、計画作成の支援を行っていきます。

さらに、分散避難の促進や避難所環境の整備等と併せて進め、要配慮者の災害関連死の防止を図ります。

令和8年9月30日
総合政策局危機管理部危機管理課

火山災害対策について

1 地域防災計画等における火山災害対策の位置付け

本市では、地域防災計画に「火山災害対策」を設け、降灰による被害を対象として、応急活動体制や分野別の対策などを定めるとともに、庁内各課の業務は業務継続計画「自然災害対策編」で整理しています。

2 想定される降灰量

噴火の規模	規模	宝永噴火と同程度
	降灰期間	16日間
降灰の範囲		市内全域
降灰の堆積深		2～10cm

※ 富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）による予測

※ 千葉県「富士山等の噴火に伴う降灰対策に関する対応指針」（令和8年3月改定）では、国の新たな想定として、本市の降灰の堆積深4～8cmについても併せて掲載している。

3 本市における応急活動体制

本市では、富士山の噴火警戒レベル及び気象庁の量的降灰予報を基準として、降灰前の段階から体制を立ち上げることとしています。

（1）災害警戒本部

富士山の噴火警戒レベル3が発表され市長が必要と認めたとき、又は量的降灰予報（少量）が発表されたときに設置し、関係局・区で要員を配備します。

（2）災害対策本部

富士山の噴火警戒レベル5が発表されたとき、又は量的降灰予報（多量）が発表されたときに設置し、全庁体制に拡大します。

4 市民への情報発信

発災時には、降灰があった場合には、ドアや窓を閉めること、外出はなるべく控えること、自動車の運転を避けることなどについて、市民への呼びかけや注意喚起を行うこととしています。

また、これらの注意喚起に加え、気象庁が発表する噴火警報や降灰予報等を収集し、防災ポータルサイトやちばし安全・安心メール、SNSなど多様な手段により迅速な情報発信を行います。

5 分野別の主な対策

（1）火山灰の収集・運搬・処分

（仮称）降灰集積ステーションを指定し、市が収集を行います。

収集した火山灰を一時的に保管するため、公有地等に仮置場を設置します。

火山灰の処分方法については、国や県など関係機関と連携して検討を行うこととしています。

(2) 健康被害対策

外出時のマスク・ゴーグルの着用、コンタクトレンズの使用中止、帰宅時のうがい・手洗い、眼に入った場合の流水での洗浄等を周知し、特に呼吸器系疾患のある方への注意喚起を行います。

(3) 学校及び市有施設

学校は、登校前であれば臨時休業、在校中であれば屋内退避と窓の閉鎖等により児童生徒の安全を確保します。

市有施設は、火山灰の侵入防止対策を講じ、施設利用者の安全を確保します。

(4) 交通及びライフライン

市と関係機関が連携して応急・復旧対策を行います。

- ・道路は、優先順位に従って除灰を行うとともに、被災車両の移動・撤去や交通規制により安全を確保する。
- ・鉄道・モノレール・バスの各事業者は、施設・停留所の除灰、タイヤチェーンの装着、代替輸送の検討、利用者への情報提供を行う。
- ・公共交通機関の停止に備え、帰宅困難者対策として一時滞在施設の確保等を行う。
- ・上水道は、浄水施設での薬品注入や沈殿池の清掃、機器の除灰、停電時の自家発電の確保により給水を維持する。
- ・公共下水道は、浄化センター・ポンプ場の閉塞防止と汚泥管理を徹底する。
- ・電気は、東京電力パワーグリッド株式会社千葉総支社が除灰及び復旧工事を行い、通信は風水害対策に準じて確保を図る。

(5) 農業

野菜は降灰を落とし土壌酸度を矯正すること、ビニールハウスの洗浄・取替や代替作物の作付けなどを指導し、果樹についても樹体の除灰と土壌改良を行います。

6 今後の方向性

国の新たな降灰想定（堆積深4～8cm）及び今年3月に改定された県の対応方針を踏まえ、地域防災計画を修正するとともに、平時から市民への周知啓発を行います。